

○環境省令第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

環境大臣 齊藤 鉄夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十二の二十六の次に次の一条を加える。

（廃棄物処理センターの指定の申請）

第十二条の十二の二十七 法第十五条の五第一項の規定による廃棄物処理センターの指定を受けようとする

法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五 法第十五条の六各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書及び財産目録その他の法第十五条の六各号に掲げる

業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

附 則

この省令は、公布の日から施行する。